千葉市告示第995号

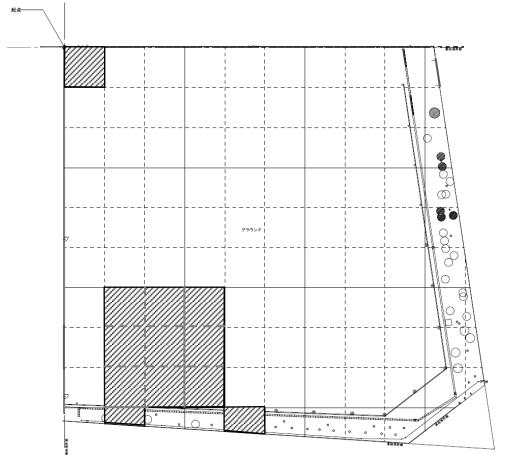
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定したので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により告示します。

平成28年12月27日

千葉市長 熊 谷 俊 人

- 1 形質変更時要届出区域
 - 千葉市中央区問屋町539番4の一部(地番表示)(別図のとおり)
- 2 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下、「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
- (1) ふっ素及びその化合物
- 3 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
- (1) 鉛及びその化合物

(別図)



形質変更時要届出区域

)